有価証券償還損	
金融派生商品費用	
特別勘定資産運用損	
その他運用費用	
営業費及び一般管理費	
その他経常費用	
支払利息	
貸倒引当金繰入額	
貸倒損失	
その他の経常費用	
経常利益（又は経常損失）	
特別利益	
固定資産処分益	
負ののれん発生益	
保険業法第112条評価益	
その他特別利益	
特別損失	
固定資産処分損	
減損損失	
価格変動準備金繰入額	
金融商品取引責任準備金繰入額	
不動産等圧縮損	
その他特別損失	
税金等調整前中間純利益（又は税金等調整前中間純損失）	
法人税及び住民税等	
法人税等調整額	
法人税等合計	
少数株主損益調整前中間純利益（又は少数株主損益調整前中間純損失）	
少数株主利益（又は少数株主損失）	
中間純利益（又は中間純損失）	
少数株主利益（又は少数株主損失）	
少数株主損益調整前中間純利益（又は少数株主損益調整前中間純損失）	
その他の包括利益	
その他有価証券評価差額金	
繰延ヘッジ損益	
為替換算調整勘定	
持分法適用会社に対する持分相当額	
中間包括利益	
親会社株主に係る中間包括利益	
少数株主に係る中間包括利益	

（記載上の注意）

1　保険持株会社及びその子会社等の主たる事業が生命保険業である場合には上記の⑷により、損害保険業である場合には上記の⑸により、保険業以外の事業である場合には、当該事業を営む会社の中間連結財務諸表について適用される法令等に定める分類に準じて記載すること。この場合においては、当該法令等を注記すること。ただし、保険業に係る収益及び費用の状態を明らかにするために必要な科目については、適切な場所に記載すること。

2　次の事項を注記すること。ただし、中間連結貸借対照表に記載したものは、この限りでない。

⑴　中間連結損益計算書の作成に関する重要な会計方針。ただし、その採用が原則とされている会計方針は、この限りでない。

⑵　会計方針を変更した場合には、次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）

①　会計処理の原則又は手続を変更したとき（当中間連結会計期間の直前の連結会計年度に係る連結財務諸表作成に当たり会計処理の原則又は手続について変更が行われており、当中間連結会計期間の直前の中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表作成上の会計処理の原則又は手続との間に相違がみられるときを含む。）は、その旨、変更の理由及び当該変更が中間連結財務諸表に与えている影響の内容

②　表示方法を変更したときは、その内容

⑶　１株当たり中間純利益又は中間純損失の額及び潜在株式調整後１株当たり中間純利益の額（銭単位まで記載すること。）

⑷　以上のほか、保険持株会社及びその子会社等の損益の状態を正確に判断するために必要な事項

3　特定取引収益及び特定取引費用は、子会社等が規則第53条の６の２その他法令の規定により設けた特定取引勘定に係る収益及び費用について記載すること。なお、特定取引勘定設置会社分については商品有価証券運用益及び商品有価証券運用損への計数の記載は行わない。

4　中間連結損益及び包括利益計算書を初めて記載した年度においては、その直前の年度におけるその他の包括利益及びその内訳項目並びに中間包括利益及びその内訳項目の金額を注記すること。

5　法令等に基づき、又は保険持株会社及びその子会社等の損益若しくは包括利益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し又はこの様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

6　総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

7　その他の包括利益の内訳項目は、税効果を控除した後の金額で表示すること。ただし、各内訳項目を税効果を控除する前の金額で表示して、それらに関連する税効果の金額を一括して加減する方法で記載することができる。

別紙様式第十四号第２の５の表中「評価・換算差額等」を「その他の包括利益累計額」に、「評価・換算差額等合計」を「その他の包括利益累計額合計」に改め、同様式第２の５の表記載上の注意４及び５中「評価・換算差額等」を「その他の包括利益累計額」に改める。

別紙様式第十五号目次及び同様式目次記載上の注意３中「連結損益計算書」を「連結損益計算書及び連結包括利益計算書」に改め、同様式第２の２の表中「評価・換算差額等合計」を「その他の包括利益累計額合計」に改め、同様式第２の３を次のように改める。